

商品形態の商品等表示該当性—ユニットシェルフ事件—

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会
弁護士 田上 洋平

裁判例 東京地判平成29年8月31日（平成28年（ワ）第25472号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例）

第1 事案の概要

1 当事者

原告（X） ㈱良品計画（無印良品）

被告（Y） ㈱カインズ（ホームセンター）

2 請求の内容

XがYに対し、Xの販売するユニットシェルフ（X商品）の形態が周知商品等表示であり、YがX製品と同一又は類似の形態のユニットシェルフ（Y商品）を販売する行為が不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為にあたるとして、Y商品の譲渡等の差止め及び廃棄を求めた事案。

3 X商品及びY商品の形態

X商品（平成9年1月頃販売開始）

